

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス
連絡先：〒920-0802 石川県金沢市三池町 1 1 9 番地 4
TEL：076-225-3803 FAX：076-225-3804
E-mail：info@sharoshiman.com



年金法改正による「在職老齢年金制度の見直し」と「厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ」について

6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（「年金制度改革法」）が成立しました。基礎年金の給付水準の底上げや遺族年金の見直しなど、改正項目が多く影響も大きいことから、関心の高さがうかがわれます。ここでは、企業に影響のある改正（被用者保険の適用拡大等、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ）のうち、在職老齢年金制度の見直しと厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げについて取り上げます。

◆在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止基準額が平成17年度の制度開始時の48万円から徐々に引き上げられてきており、今回の改正で、51万円（令和7年度）から62万円（令和8年度）になります。施行日は令和8年4月1日の予定です。

そもそも、在職老齢年金制度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に、老齢厚生年金

の支給を減らす仕組みです。高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとすることを目的としています。

年金支給停止額（月額換算額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額－基準額）×2分の1

◆厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が標準報酬月額65万円（32等級）から75万円に段階的に引き上げられます。また、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールが導入されます。

実施時期は、68万円（令和9年9月～）、71万円（令和10年9月～）、75万円（令和11年9月～）と3段階にわけて順次引き上げられます。

高所得者の実態と制度の不整合（現在の標準報酬月額の上限を超える賃金を受け取っている人は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない）を是正することが改正の背景の要因の1つです。改正により、新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。また、厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされることが期待されます。

年金法改正による社会保険の加入対象の拡大

◆企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数 51 人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が 20 時間以上の短時間労働者ですが、令和9年 10 月以降は、企業の規模を段階的に縮小し、令和 17 年 10 月には完全撤廃となります。

◆賃金要件の撤廃

「年収 106 万円の壁」として意識されていた、月額 8.8 万円(年収 106 万円)の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされています。

◆支援策について

今回の改正により、社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間、特例的・時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。

対象となるのは、従業員数 50 人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となり、標準報酬月額が 12.6 万円以下の短時間労働者です。

最低賃金の引上げ目安 労使議論が本格化

厚生労働省の中央最低賃金審議会は 22 日、今年度の最低賃金の目安を決める小委員会を開き、本格的な議論を開始しました。参考指標として、食料品の消費者物価指数の前年比伸び率(昨年 10 月から今年6月まで平均 6.4%)を示しました。政府目標の 2020 年代に全国で平均 1,500 円を実現するには、1年当たり 7.3%の引上げが必要です。

厚生労働省 スポットワーク「応募時点で労働契約成立」関係団体に周知

厚生労働省は4日、「スポットワーク」について、原則として、求職者が求人に応募した時点で労働契約が成立するなどの見解をまとめ、関係団体に通知しました。仲介事業者らでつくるスポットワーク協会は同日、通知を踏まえ、9月1日以降、働き手が求人への応募を完了した時点で解約権が留保された労働契約(解約権留保付労働契約)が成立するとの考え方に統一すること、マッチング後の解約は原則できないとした上で、正当な理由なく解約する場合、予定給与額の満額に当たる休業手当を支払う必要があるとの運用方針を示しました。

◆スポットワークとは

スポットワークとは、求職者が働きたいタイミングで一時的に就労する働き方のことです。働き手からすると、スキマ時間を有効活用して1日単位や数時間単位で勤務できることが特徴で、単発バイトや短期アルバイトといった呼ばれ方をすることもあります。一般的なスポットワークの例として、イベントスタッフや引っ越し作業員、データ入力業務、棚卸作業員などが挙げられます。

なお、広義のスポットワークとしては案件ごとに仕事を個人で受注する「ギグワーク」も含まれますが、当記事ではあくまで「スポットワーク＝単発バイト、短期アルバイト」という前提で説明します。

ハローワークの検索・応募がスマホに対応

厚生労働省は、ハローワークに登録された求人の検索・応募画面を、令和8年4月を目処にスマートフォンでも使いやすいよう対応させると発表しました。若者層のハローワーク活用を促し、人手不足が深刻な医療や福祉などの就労につなげる狙いです。